

## 鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条の基本理念に則り、行政、学術機関、民間企業等関係機関が、連携して建設分野の担い手の確保・育成の取組及び公共工事の生産性の向上に向けた取組を推進することにより、持続可能な建設産業の発展及び建設分野における鳥取県の国土強靱化に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設分野の担い手確保の推進に関する事業  
（学生等向けの研修の企画・調整等）
- 二 建設分野の担い手育成の推進に関する事業  
（既就労者向けの研修の企画・調整等）
- 三 建設分野の生産性向上の推進に関する事業  
（ICT活用等生産性向上に向けた取組に係る相互連携）
- 四 建設分野の魅力発信に関する事業  
（協議会及び各関係機関が実施する取組の学生、保護者、入職者等への情報発信等）
- 五 その他目的達成のために必要な事業

### (構成)

第4条 協議会は、次に掲げる組織を代表する者（委任された者を含む。）をもって構成する。

- 一 鳥取県県土整備部
- 二 鳥取県立産業人材育成センター
- 三 鳥取県教育委員会
- 四 鳥取県市長会
- 五 鳥取県町村会
- 六 国立大学法人鳥取大学
- 七 一般社団法人鳥取県建設業協会
- 八 一般社団法人鳥取県測量設計業協会
- 九 公益財団法人鳥取県建設技術センター

### (事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、公益財団法人鳥取県建設技術センターに事務局を置く。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 3名
  - 三 監事 2名
- 2 前項の役員は、第4条の構成員の互選によりこれを定める。
- 3 第1項の役員は、相互に兼ねることができない。

### (役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年度1回以上これを開催し、予算、決算、事業計画、その他重要事項を審議決定する。

3 前項のほか、会長は構成員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項を、あらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。ただし、代理により出席することを妨げない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し(組織ごとに1票とする)、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(作業部会の設置)

第12条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費)

第14条 協議会の運営に要する経費及び第3条の事業の執行に要する経費は、会長が会議に諮り別に定める。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算し、監事であったものがこれを監査する。

(その他の必要事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成29年1月12日から施行する。